

岸和田市保育士キャリアリターン一時金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定・教育保育施設において即戦力として活躍できる保育士、保育教諭（以下「保育士等」という。）を確保し、教育・保育の質の向上を図ることを目的に、市内の民間特定教育・保育施設に再就職する保育士等に対し、予算の定める範囲内において、岸和田市保育士キャリアリターン一時金（以下「一時金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定教育・保育施設」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第1項第1号及び同項第3号並びに第46条の規定に基づいて運営されている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。

(規則との関係)

第3条 一時金の交付手続については、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号）第20条の規定により、規則の適用を除外するものとする。

(一時金の交付対象者)

第4条 この要綱に基づく一時金の交付対象者は、過去に市内の民間特定教育・保育施設で保育士等として勤務をしていた者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 退職した理由が以下のいずれかである者

ア 結婚、育児、介護、看護、病気やけがの治療等を理由に勤務することが困難となり、やむを得ず退職した者

イ 留学、就学、転職等キャリアアップのために退職した者

(2) 退職の前に保育士等として在職した期間（当該期間が複数ある場合は、それらを合計した期間。以下「在職期間」という。）が、市内の同法人施設で3年以上（休職、停職、育児休業期間でその期間が1箇月以上ある場合、在職期間から除算する）ある者

(3) 退職の日の翌日から起算して1年を経過した者で、現に保育士等として、就労していないもの

(4) 令和6年4月1日以降に、市内の同法人施設に雇用された者

(5) 6箇月以上連続して月96時間以上の勤務をする者

(一時金の額等)

第5条 給付する一時金の額は1人当たり100,000円とし、同一の交付対象者につき1回限りとする。

(申請の手続)

第6条 一時金の交付の申請は、岸和田市保育士キャリアリターン一時金交付申請書（様式第1号）により、市長が定める期日までに行わせるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 保育士登録証

(2) 在職証明書（1日当たりの勤務時間及び1箇月当たりの勤務日数を記載したもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

(一時金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、一時金の交付の決定をしたときは、岸和田市保育士キャリアリターン一時金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、一時金を交付することが不適當であると認めるときは、理由を付して、岸和田市保育士キャリアリターン一時金不交付決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定された保育士等が次の各号のいずれかに該当する場合は、一時金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する要件に該当しなくなった場合

(2) 虚偽その他の不正な手段により、一時金の交付決定を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、交付決定後において、一時金の交付を行うことが不適當であると市長が認めた場合

(交付決定の取消の通知)

第9条 市長は、前条の規定により一時金の交付決定を取り消そうとするときは、理由を付して岸和田市保育士キャリアリターン一時金交付決定取消通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

(一時金の交付)

第10条 一時金の交付は、交付決定された保育士等からの請求に基づき、交付する。

2 前項の請求は、岸和田市保育士キャリアリターン一時金交付請求書（様式第5号）により行わなければならない。

3 市長は、交付決定された保育士等から前項の規定による交付の請求を受けた場合、速やかに当該請求に係る一時金を交付するものとする。

(一時金の返還)

第11条 市長は、第8条の規定により一時金の交付の決定を取り消した場合、交付の決定をした保育士等に対し、既に一時金が交付されているときは、岸和田市保育士キャリアリターン一時金返還通知書（様式第6号）により、その期限を定めて、一時金の返還を求めるものとする。

2 前項の通知があったときは、当該保育士等は返還額を市長が指定する期日までに、返還するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、一時金の交付に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月25日から施行し、令和6年4月1日より適用する。